

平成26年9月

中札内村議会定例会会議録

平成26年9月10日（水曜日）

◎出席議員（7名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	5番	黒田和弘君
6番	男澤秋子君	7番	北嶋信昭君
8番	高橋和雄君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育委員長	杉江茂君
農業委員会会長	道見文夫君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	上松丈夫君	教育次長	高桑浩君
-----	-------	------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	長澤則明君	書記	林真悠君
--------	-------	----	------

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		行政執行状況報告
日程第6	陳情第1号	「釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書」の提出を求める陳情書
日程第7	陳情第2号	「手話言語法」の制定を求める陳情書
日程第8	陳情第3号	2015年度予算の充実・強化を求める陳情書
日程第9	陳情第4号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択を求める陳情書
日程第10	陳情第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める陳情書
日程第11	陳情第6号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書
日程第12	選挙第2号	中札内村選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙
日程第13	報告第3号	継続費の継続年度終了による精算について
日程第14	報告第4号	平成25年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第15	議案第46号	中札内村固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第16	議案第47号	中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	議案第48号	財産の処分について
日程第18	議案第49号	北海道市町村退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村退職手当組合同約の変更について
日程第19	議案第50号	平成26年度中札内村一般会計補正予算について
日程第20	議案第51号	平成26年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第21	議案第52号	平成26年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第22	議案第53号	平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第23	認定第1号	平成25年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第24	認定第2号	平成25年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第25	認定第3号	平成25年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 6	認定第 4 号	平成 2 5 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 7	認定第 5 号	平成 2 5 年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 8	認定第 6 号	平成 2 5 年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年9月中札内村議会定例会を開会いたします。

会議を開く前に、農業委員会の改選があり、会長が変わりましたので、ご紹介をいたします。

協和区の道見文夫さんです。

よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番北嶋議員と1番中井議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

北嶋議会運営委員長。

（北嶋信昭議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（北嶋信昭君） 議会運営委員会報告。

平成26年9月4日午前10時、全委員及び副村長、総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、9月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。

記。

1、会期について。

9月10日、水曜日から、9月19日、金曜日までの10日間とされたい。

2、議事日程について。

イ、諸般の報告。

ロ、行政執行状況報告。

ハ、陳情第1号から陳情第5号は総務常任委員会へ、陳情第6号は産業常任委員会へそれぞれ付託されたい。

ニ、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙を願いたい。

ホ、認定第1号から認定第6号までの各会計決算認定審査については、9月16日、17日、18日の3日間、本会議で審議されたい。

へ、その他の議案については、初日の本会議で審議されたい。
ト、一般質問は、9月19日、金曜日に予定されたい。
以上、議会運営委員会報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から9月19日までの10日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの10日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

9月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書並びに財政支援団体等に対する監査の結果報告書については、印刷したものをお手元に配付しましたので、ご了解をお願いしたいと思います。

次に、閉会中における委員会の活動について、委員長から報告を求めます。

総務・産業常任委員会合同所管事務調査について、男澤総務常任委員長お願いをいたします。

（男澤秋子総務常任委員会委員長登壇）

○総務常任委員会委員長（男澤秋子君） 総務・産業常任委員会合同所管事務調査報告。

総務常任委員会と産業常任委員会は、合同により次のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記。

1、調査日時。

平成26年7月15日、火曜日から、16日、水曜日の2日間。

2、調査場所。

上川管内和寒町及び空知管内奈井江町。

3、調査参加者。

総務・産業常任委員7名、行政職員、産業課1名、議会事務局1名、計9名。

4、調査の目的と結果。

和寒町。まちなか賑わいづくり対策。

和寒町は旭川市、名寄市の間に位置し、塩狩峠の麓に広がる穀倉地帯で、米、カボチャの他、越冬キャベツの産地として有名である。

昭和30年代には1万1,000人の人口があったが、現在は3,800人で高齢化率は41パーセントと少子高齢化が進んでいる。

人口減に伴う消費の縮小や、旭川市、名寄市への消費流出、町外企業による宅配サービ

スなどで商店街の活力は低下するとともに、高齢化により商店へ買い物に出向くことが困難な方も多くなっている。

今回の調査先は、本村の商店街を取り巻く環境と共通する課題が多いことから、商店街の活性化に向けて先進的に取り組んでいる和寒町商工会の二つの事業について調査を行った。

1、もっと気軽に買いもの、ご用聞き隊。

商工業者が地域の会館等へ出向いて店開き及びご用聞きをするもので、お年寄りや買い物弱者とのコミュニケーションを図り、買い物等生活を支援することを目的にしています。

調査当日は、ちょうど地域の会館前で実施していて、視察することができました。

黄色ののぼりを目印に、軽トラックやワゴン車の荷台に食料品、農産物、衣類、惣菜、花など荷台に詰めて販売していました。

一つの会場には45分ほど留まり、次の会場に移動するとのことで、開始と同時に集まって来るお年寄りの姿が多く、かつての販売のスタイルだった対面販売に似た賑わいもあり、毎回好評とのことで今年は夏から冬にかけて数回実施をするとのことです。

2、一夜限りのビアガーデン・イン・軽トラック市。

商店街の空き地及びその周辺の駐車場を活用し、商工業者はもとより、住民の方々や各種グループが気軽に軽トラックに商品を積んでイベントに参加してもらい市街地の賑わいづくりをしているもので、7月19日土曜日の夕方から夜にかけて計画していました。

今年は更なる賑わいを演出するため、農業者にも参加を呼び掛けるなど、軽トラックだけでなく軽自動車やトラックについても参加を認め、誰もが参加しやすいイベントにしたとのことでした。

まとめ。

いずれの事業も和寒町商工会商業部会が中心となり、地域活性化の一助にと取り組んでいるものですが、これらの事業以外での大きなイベントとして、どんとこい・わっさむ夏まつり、全日本玉入れ選手権、パンプキンフェスティバルなどの各種イベントの開催においては、観光協会、商工会、農協、行政が連携しながら全町一丸となって取り組んでいるとのことでした。

また、いずれの事業も、車いす利用者など自力で来場できない方を町民サポーターがイベント会場まで介助するなどの社会貢献事業も行っていました。

本村市街地においても、帯広市の大型量販店などへの消費流出の影響などにより、閉店を余儀なくされた商店も多く、その対策が大きな課題となっています。

村では、行政が中心となって市街地活性化対策事業やまちなか賑わいづくり事業、商工会が中心となった活性化に向けた事業がそれぞれおこなわれていますが、有効な対策がとれていないのが実態であります。

市街地の活性化に向けて行政や商工会だけの取り組みでなく、行政、関係機関、各種団体が連携しながら組織的な取り組みの必要性を強く感じたところです。

奈井江町。高齢者支援ネットワーク。

奈井江町は、昭和19年砂川町より分村して奈井江村として誕生。昭和25年に町制施行され、現在人口は約6,000人、基幹産業は農業で良質な北海道米を生産しています。

近年、世帯構成の変化に伴う高齢世帯の増加、地域コミュニティの希薄化による孤立化、引きこもり、孤独死など社会問題となっています。

平成21年度の奈井江町の高齢化率は37パーセントであり、10年後には40パーセントと予測され、高齢化率の速さから高齢者人口の多さが問題となってきており、高齢者

の生活や介護の不安の解消に向けて、行政の施策や民間事業者のサービス、地域コミュニティなどを有機的に結びつけるため、町民全体が連携して共に支え合うネットワークの実現を考えていくための高齢者支援ネットワーク懇話会を平成23年に設置し、ネットワークの実現に向けた施策の方向性について検討を行っています。

こうした中で、普段からの地域での見守り、声掛け、支え合い活動や災害時の避難支援など住民同士の繋がり的重要性から、高齢者等支え愛条例、平成26年3月を制定し、個人の4情報、氏名、住所、生年月日、性別を本人の同意なしに役場や社会福祉協議会、民生委員、介護支援事業所、そして地域に住む方たちなどが支え合い活動を目的に共有しており、また、条例を基に支援を必要とする方には、身体状況などの情報を承諾いただき共有情報として整理作業を行っていました。

コミュニティの再構築では、支援の輪の広がりを目的に、子どもからお年寄りまで気軽に立ち寄ることが出来る交流の拠点、農商工連携による情報の受発信と高齢者の生活の支援拠点として、平成25年10月に奈井江町交流プラザ、みんな来るで、みなクルが開設され、その活用が期待されていました。

また、街中への交通の足として循環バスや乗り合いタクシーの地域公共交通の運行を実施し、交通の確保を行っていました。

まとめ。

2025年には、団塊の世代からすべて75歳以上となり、国民人口の18パーセントとなることが予測されています。

本村においても、現在高齢化率は約26パーセントですが、ますます増える状況にあります。

個人情報共有ができる、奈井江町高齢者等支え愛条例は、地域支え合い活動を進める一つの方法として有効ではないかと感じました。

また、本村においても高齢者等移動手段を持たない人達の足の確保は重要だと考えます。

奈井江町の町民等による「高齢者支援ネットワーク懇話会」でのさまざまな施策の検討による支援対策は、本村の高齢者支援対策にも大変参考になるものであり、全村的な取り組みが必要と感じたところです。

○議長（高橋和雄君） これで、委員会の報告を終わります。

◎日程第5 行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第5、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 定例会の開会に当たり、6月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、職員の懲戒処分について、不適正な事務処理等によって、村に経済的損失を与えた職員に対し、減給1カ月10分の1の処分を行っております。

このような不祥事を起こしたことにお詫び申し上げますとともに、再発防止に最善を尽くしてまいります。

村表彰条例に基づく表彰についてですが、中札内消防団長から推薦のありました島崎崇峯氏、中札内村民生委員、児童委員協議会から推薦のありました宗像富夫氏、同じく三浦志津子氏に社会功労表彰を行っております。

非核平和の取り組みとして、7月中旬から1カ月間、非核平和宣言の懸垂幕を役場庁舎に設置したほか、8月7日から16日まで、文化創造センターにおいて非核・平和ポスター展を、16日に平和を願う絵本の読み聞かせ会を図書館内で開催しております。

ポプラ工業団地についてですが、標津町の運送業者から一区画の分譲申し込みがあり、9月5日に契約を終えています。

上札内消防会館建設予定地の土地賃貸借契約を7月28日付けで締結し、来年度建設に向け、設計委託業務を取り進めております。

次に、企画財政グループについてですが、普通交付税は7月に算定事務を終え、当初予算額に対し、2億2,123万5,000円増の17億3,347万3,000円となり、前年度当初交付決定額との比較では、8.0パーセント、1億5,157万4,000円の減額となっております。

また、臨時財政対策債は、当初予算額に対し、842万7,000円減の1億5,657万3,000円を限度に決定される見込みで、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた前年度当初交付決定額との比較では、1億7,848万3,000円、8.6パーセントの減額となっております。

本村の普通交付税の減少要因としては、基準財政需要額で、地域経済・雇用対策費の補正係数の減及び単位費用の大幅な減によるものが主な要因であります。

川越市との中学生交流事業についてですが、7月29日から8月1日までの3泊4日の日程で、川越市内の中学校22校の1年生22人と引率者3人が来村し、ファームステイ、農産物収穫・加工体験、カヌーなど自然体験を行っております。

また、本村中学1年生に交流を深めようと呼び掛け、希望した13人がパークゴルフと上札内交流館での宿泊交流、カヌー体験を行ない、交流を深めております。

開村記念日に合わせて、9月1日から9月15日までの期間で、文化創造センターにおいて村の歴史を顧みる広報写真パネル展を開催しております。今年は、昭和30年代後半から50年代前半の村の様子や行事などの懐かしい広報写真をパネルにして展示しております。

道道静内中札内線についてですが、8月11日の台風11号の影響によりヒュッテゲートより奥に、新たな被害が発生したことから通行止めとなっており、開通は平成27年度以降の予定となっております。

景観まちづくり委員会で検討している景観ガイドラインについて、8月5日に村商工会役員との意見交換を開催し、今後も幅広く関係者の意見を聞きながらガイドラインの骨子をまとめてまいります。

また、9月3日に景観づくりの先進地、景観行政団体の東川町と日本で最も美しい村連合に加盟している美瑛町を視察しております。

十勝圏における消防広域化ですが、7月15日に開催された市町村長会議において一部事務組合の設立に必要な規約の案について確認を行い、12月議会において19市町村が足並みを揃えて議案提案できるよう協議を進めております。

北海道厚生連から管内市町村に要請のあった帯広厚生病院の移転新築に対する財政支援について、今年度から特別交付税を活用した運営補助として、十勝町村会の臨時総会において合意しております。

運営補助の基本的な考え方は、不採算となる5部門を対象に、上限3億円を市と町村が7対3の割合で負担することとして、今年度分の補助は12月議会に補正予算を提案したいと考えております。

社会保障・税番号制度の導入に伴う情報システムの改修についてですが、平成27年10月からの番号通知、平成28年1月からの利用開始に向けての既存の住基システム、税務システムなどのプログラム変更に必要な予算を補正予算に計上しております。

番号制度に係る住民周知は、国からの情報を得ながら取り進めてまいります。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、北海道より権限の移譲を受け、10月1日に予定している役場窓口でのパスポートの発給申請、交付関係についてですが、申請及び交付に必要な機器類の購入は完了しており、8月には十勝総合振興局で行われた研修会に4人の職員が参加し、申請受付から交付までの事務手続きなど、開始に向けて準備を進めております。

児童医療関係では、これまで乳幼児1,134件、小学生132件、中学生49件で総額350万円ほどの医療費を助成しております。

有害鳥獣関係では、猟友会帯広支部中札内部会の会員の方々を鳥獣被害対策実施隊員に任命し、今年度で2年目となる国の緊急捕獲対策事業として、それぞれ有害鳥獣の駆除に取り組んでおります。

7月末現在の捕獲・駆除状況は、エゾシカ157頭、キツネ81頭、カラス394羽、ドバト297羽、ヒグマ6頭となっております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、南十勝4町村と幕別町が合同で、認知症や知的・精神障害などで判断能力が十分でない方の代わりに契約や財産管理を行い支援する、市民後見人を養成する研修会が7月12日から30日まで延べ6回にわたり大樹町、中札内村、帯広市を会場に開催され、本村から3人の方が受講されております。

今後、後見人として活動され、地域に貢献されることを期待しております。

消費税の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和すること等を目的として支給される臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金は、8月15日から順次給付を開始しております。今後も、未申請者に対しての制度周知に努めてまいります。

次に、保健グループについてですが、行政区などに保健師と管理栄養士が出向いてお話をさせていただき、生活習慣病予防対策講座は3行政区から依頼があり、住民の健康状況や生活習慣改善による疾病予防などをテーマに講座を開催しております。

また、冬期間に開催を希望する2行政区からの依頼もあり、更なる周知に努めてまいります。

対がん協会巡回健診の結果説明会を実施し、対象者105人の内98人の方に保健師、管理栄養士が個別に面談して、健診結果と生活習慣病予防のための工夫を説明しております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農作物の生育状況は、夏に向けて天候が回復し、全般的に順調に推移し、豆類・てん菜・馬鈴薯は平年より早い生育となっております。

小麦は天候に恵まれ収穫を終了しましたが、昨年を下回る収量となる見込みであり、枝豆については、8月25日から収穫が始まっております。

畜産では、豚の流行性下痢が全国的に広まり、北海道では23件の発生がありました。消毒の徹底やワクチン接種など病原体の侵入を防ぐ対策を徹底することで、8月18日で道内全ての農場が沈静化となりました。

しかし、全国的には一部の県で発生が見られていることから、今後も防疫対策の徹底に努めてまいります。

牛サルモネラ予防接種事業は、7月末現在12件2,541頭のワクチン接種を終了しております。

観光関係では、7月6日に第43回ピョウタンの滝やまべ放流祭を開催し、昨年より多い約1,500人が訪れ、ゆるキャラなど子どもたちの人気を集めております。

3年目を迎える札内川園地探検隊や、ピョウタンの滝で遊んでのイベントが雪崩や台風の影響によりピョウタンゲートから通行止めとなり、中止としております。

実行委員会主催による第16回花フェスタは前年より1件少ない33団体・個人の参加でしたが、入込み人数は、昨年より約1,000人多い約1万7,000人が訪れ、丹精込めて造られた花壇を見ていただくことができました。

花フェスタの開催に、ご支援ご協力いただいた皆様に感謝を申し上げます。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

道路維持関係では、村道の草刈り作業及び街路樹で支障のある枝払いを行うほか、定期巡回点検による随時補修を実施し、良好な道路環境の維持に努めております。

公園関係では、旧保育所で未利用の遊具を鉄道記念公園に移設し、8月9日から一般開放しております。

定住対策事業では、移住促進奨励金3件と中札内スタイル住宅建設奨励金2件を交付しております。また、合併処理浄化槽設置整備事業では2件の補助を行っております。

村営住宅入居関係では、第2回目の公募を7月から8月にかけて行い、4件の入居を決定しております。

主な工事の実施状況ですが、中札内中学校大規模改修工事は、夏休み中に学校職員・生徒の仮設校舎等への移動を終え、3学期からの一部供用開始に向け、増築・改修工事の本格実施を行っております。

村営住宅関係工事では、中学校教員住宅跡地でのまちなか団地新築工事が11月の完成に向け進捗しているほか、ストック改善工事では、めぐみ団地、泉団地、上札内東団地の改修工事を入居者との調整を図り順次取り進めております。

また、ヴィレッジときわ野第3次分譲地に係る工事は、造成工事、道路・公園整備工事、上下水道工事とも10月からの宅地分譲開始を目標に順調に進んでいるなど、全工事において計画工程通りの進捗状況となっております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、上松教育長、お願いいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会にあたり、6月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

学校教育の状況であります。8月1日に教職員研修事業として新任・新採用学校職員研修会を実施しております。

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果が8月25日公表され、本村小中学校分について、北海道教育委員会を通じて通知を受けました。

全国平均との比較では、小学校は4教科中3教科が上回り、1教科が全国平均と同水準で、中学校は4教科すべてが上回りました。

今後、教育委員会では各学校からの委員による学力向上プロジェクト委員会を設置し、結果の分析を行い課題や学力向上のための方策を検討し、12月を目処に学力の傾向と課題、学力向上の方策等を公表し、家庭、学校、地域が情報を共有し、学力向上の取組みを推進したいと考えております。

青少年国際交流相互訪問研修事業では、エルマ市から生徒7人及び引率者2人が6月20日から7月1日までの12日間の日程で来村され、ホームステイをしながら、本村中学生との交流や日本の生活、文化を体験するなど、有意義な研修を終えられ帰国されました。

社会教育活動では、ジュニアアウトドアスクールは7月27日、28日の1泊2日で、小学3・4年生30人と高校生ボランティア5人が参加して、道立足寄少年自然の家ネイパル足寄を拠点に体験研修を行いました。

中札内村・南砺市交流事業では、8月5日から9日までの5日間の日程で、ボランティアの高校生3人の協力を得て、南砺市福野小学校5、6年生15人を迎え入れ、中札内・上札内小学校5、6年生17人と自然体験事業等を通じて交流を深めました。

川越市少年の翼は、8月21日から25日までの5日間のうち、23日までの3日間を上札内交流館に滞在し、野外活動、中札内中学校生徒との交流のほか、グリーンツーリズム推進住民会議の協力による農業体験を行いました。

中札内交流の杜は、8月15日から24日までの日程で、昨年に引き続き日本クラブユースサッカー選手権、アンダー15が帯広市と交流の杜を主な会場として開催され、村民の方々の応援や競技運営への中学生の協力をいただき、無事に全大会日程が終了しております。

大会期間中は、交流の杜宿泊施設に審判団が滞在されました。

また、観光協会や村民有志の協力により、総合案内所や物産販売コーナーを設置するなど、本村の魅力を全国に発信する取組みを行っております。

更別村との連携事業は舞台芸術鑑賞事業で、8月27日に中札内村学校教育振興会主催により小学校高学年が、9月4日、5日、本日10日に更別村青少年劇場主催で小学校低学年、中学生・中札内高等養護学校生徒、幼稚園・保育園児を対象に両村の児童生徒が文化創造センターにおいて、演劇、音楽、落語、人形劇を鑑賞しております。

体育関係事業では、7月13日に村民スポーツ大会ソフトボール大会を、8月3日にパークゴルフ大会を終えております。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

◎日程第 6 陳情第 1 号 「釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書」の提出を求める陳情書

◎日程第 7 陳情第 2 号 「手話言語法」の制定を求める陳情書

◎日程第 8 陳情第 3 号 2015年度予算の充実・強化を求める陳情書

◎日程第 9 陳情第 4 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択

を求める陳情書

◎日程第10 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める陳情書

○議長（高橋和雄君） この際、日程第6、陳情第1号、釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書の提出を求める陳情書、日程第7、陳情第2号、手話言語法の制定を求める陳情書、日程第8、陳情第3号、2015年度予算の充実・強化を求める陳情書、日程第9、陳情第4号、道教委新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択を求める陳情書、日程第10、陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める陳情書の5件を一括して議題にいたします。

ただいま議題となっています陳情については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務常任委員会に付託します。

なお、この陳情の委員会審査はこの会期中に終了し、報告を願います。

◎日程第11 陳情第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書

○議長（高橋和雄君） 日程第11、陳情第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書を議題にいたします。

ただいま議題となっています陳情については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の産業常任委員会に付託します。

なお、この陳情の委員会審査はこの会期中に終了し、報告をお願いいたします。

◎日程第12 選挙第2号 中札内村選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙

○議長（高橋和雄君） 次に、日程第12、選挙第2号、中札内村選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦で行いたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、選挙管理委員には、窪田義正君、鳥倉輝夫君、林中美恵子君、須田清司君、以上の方を指名したいと思います。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名をいたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました窪田義正君、鳥倉輝夫君、林中美恵子君、須田清司君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員については、次の方を指名したいと思います。

第1順位、鎌田則子君、第2順位、山田吉隆君、第3順位、奥井千英子君、第4順位、櫻井康正君、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名をいたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました第1順位、鎌田則子君、第2順位、山田吉隆君、第3順位、奥井千英子君、第4順位、櫻井康正君、以上の方が順位の通り選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第13 報告第3号 継続費の継続年度終了による精算について

○議長(高橋和雄君) 日程第13、報告第3号、継続費の継続年度終了による精算についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○議長(高橋和雄君) 会議を再開いたします。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま議題に供されました継続費の継続年度終了による精算についてですが、継続年度が終了いたしました中札内保育所建設事業について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により調整した継続費精算書について報告するものでございます。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋和雄君) それでは、補足説明を阿部総務課長、お願いをいたします。

○総務課長(阿部雅行君) 補足説明を申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、中札内保育所建設事業で、2か年の継続事業でございました。

平成24年度におきましては年割額が2億6,332万2,000円で、その財源は、国道支出金が6,000万円、地方債が1億2,900万円、その他は公共施設等整備基金で5,000万円、一般財源が2,432万2,000円となっております。

これに対しまして、実績、支出済額は2億1,612万2,000円で、財源内訳は、国道支出金が5,400万円、地方債が1億580万円、その他が4,150万円、一般財源が1,482万2,000円となりました。

平成24年度の年割額と支出済額の差4,720万円は、平成25年度へ定時繰越させていただいたところでございます。

平成25年度につきましては年割額が1億5,426万3,000円で、その財源内訳は、地方債6,460万円、その他公共施設等整備基金8,780万円、一般財源186万3,000円となっております。

これに対しまして、平成25年度の支出済額は2億146万3,000円で、その財源内訳は、国道支出金2,200万円、地方債8,690万円、その他が4,806万8,000円、一般財源が4,449万5,000円となったところでございます。

年割額2か年の合計は4億1,758万5,000円で、その財源内訳は、国道支出金が6,000万円、地方債が1億9,360万円、その他公共施設等整備基金が1億3,780万円、一般財源が2,618万5,000円でございます。

これに対しまして、支出済額の2か年の合計は同額ですが、財源内訳は、国道支出金が7,600万円、地方債が1億9,270万円、その他が8,956万8,000円、一般財源が5,931万7,000円でございます。

比較の欄ですが、国道支出金の増額は、道補助金の地域づくり交付金が採択されたことによることと、一般財源で平成25年度普通交付税の増により、一般財源が確保されたことにより公共施設等整備基金からの繰入を減額しております。

比較の表の数値は、計画から実績を引いておりますので、増減標記が逆になっております。

以上で、継続費精算報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この継続費の継続年度終了による精算については、報告済みといたします。

◎日程第14 報告第4号 平成25年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（高橋和雄君） 日程第14、報告第4号、平成25年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま上程議題に上程されました報告について申し上げます。

財政健全化判断比率及び資金不足比率ですが、平成25年度の中札内村健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に

基づき、別冊の監査委員の審査意見を付してご報告申し上げます。

詳細については、担当課長より申し上げますのでよろしくお願いたします。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率ですが、1点目の健全化判断比率ですが、①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率については、本村では実質収支が黒字でありますので、表示されておられません。

また、④の将来負担比率についても同様であります。

③の実質公債費率は、前年比1.8パーセント減少の5.1となっております。

この比率について、本村における早期健全化基準は25パーセントですので、指標から見た本村の財政状況は良好と言えます。

次に、2点目の資金不足比率ですが、これは公営企業会計ごとに算出いたしますが、簡易水道、公共下水道会計ともに資金に不足を生じておりませんので表示されておられません。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

平成25年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、報告済みといたします。

◎日程第15 議案第46号 中札内村固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（高橋和雄君） 次に、日程第15、議案第46号、中札内村固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村固定資産評価審査委員会委員のうち、小林哲雄氏が9月30日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条の規定に基づき、北1区在住の片山勇一郎氏を新たに選任しようとするものであります。

片山氏は、元中札内村役場職員として長年にわたり従事され、また、人格・識見ともに優れており、固定資産評価審査委員会委員として適任と存じます。

なお、本委員の任期は、平成26年10月1日から平成29年9月30日までであります。

ここに、議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから議案第46号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第46号、中札内村固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第47号 中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(高橋和雄君) 日程第16、議案第47号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村教育委員会委員のうち、鈴木聖子氏が9月30日をもって任期満了となりますので、南1区在住の山口博子氏を、新たに教育委員会委員に任命しようとするものであります。

山口氏は、昭和33年生まれの56歳で、平成20年から曹洞宗鶴林寺の寺族としてお勤めされております。

また、教育の分野では、中札内ピータンスポーツクラブのほか帯広道新文化センター、広尾町でヨーガの講師としてご活躍されております。

山口氏は人格、識見ともに優れており、教育委員として適任と存じます。

なお、本委員の任期は、平成26年10月1日から平成30年9月30日までであります。

ここに、議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長(高橋和雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから議案第47号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。
このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第47号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

提出議案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第48号 財産の処分について

○議長(高橋和雄君) 日程第17、議案第48号、財産の処分についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、住環境の整備及び定住促進施策として進めております宅地分譲について、ヴィレッジときわ野第3次分、21区画を分譲しようとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長(阿部雅行君) 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料2ページをお開きください。

ヴィレッジときわ野第3次分譲の区画割図となっております。

分譲面積につきましては、前ページに戻っていただき、1万223.0平方メートル、3,092.47坪となっております。

第3次分譲は21区画を造成し、1区画約123坪から約196坪、価格は、第1次分譲、第2次分譲と同様に、坪当たり1万9,500円から2万3,000円を予定し、総額で6,562万8,000円を売却予定価格としております。

公売については、10月中旬から一定期間で予約申込受付期間として行い、その後につきましては、随時受付により売払いしていく考えであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第48号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第48号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第48号、財産の処分についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第49号 北海道市町村退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村退職手当組合同約の変更について

○議長(高橋和雄君) 日程第18、議案第49号、北海道市町村退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村退職手当組合同約の変更についてを議題にいたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。
本案件は、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合同約別表の変更について協議するため、本案を提出するものであります。
よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) これで提案理由の説明を終わります。
議案第49号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
議案第49号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第49号、北海道市町村退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村退職手当組合同約の変更についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩をいたします。
15分間休憩をさせていただきます。
11時15分から再開をいたしたいと思っております。

休憩 午前11時00分
再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前の引き続き会議を開きたいと思います。

上着は脱いでもらって結構ですので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、会議を続けます。

◎日程第 19 議案第 50号 平成 26 年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第 20 議案第 51号 平成 26 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第 21 議案第 52号 平成 26 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第 22 議案第 53号 平成 26 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 19、議案第 50号から日程第 22、議案第 53号までの平成 26 年度中札内村各会計補正予算についての 4 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 3, 455 万 9, 000 円を追加し、総額を 34 億 8, 712 万 3, 000 円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 1, 036 万 3, 000 円を追加し、総額を 5 億 6, 007 万 2, 000 円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 531 万 1, 000 円を追加し、総額を 2 億 5, 509 万 3, 000 円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 128 万 9, 000 円を追加し、総額を 1 億 3, 297 万 1, 000 円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、補足説明をお願いいたします。

はじめに、阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 7 番、一般会計補正予算書により歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

12 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、8 目電子計算費、説明欄、委託料 734 万 4, 000 円

の追加ですが、健康管理システムは、文字コード変更に対応するためのシステム改修ですが、以下の住民基本台帳システム、税務システム、統合宛名システムの改修及び導入委託。

次の負担金補助及び交付金の中間サーバー、プラットホーム整備負担金については、平成28年から予定している社会保障税番号制度に係るシステムの改修などに係る費用を追加するもので、特定財源として国庫補助金672万9,000円を追加しております。

システム改修は、平成26から27年度にかけて行う予定で、今回の補正につきましては、平成26年度の総務省予算分に係るもので、このほか、厚生労働省予算に関する介護保険など社会保障システムの改修費が今後見込まれております。

次に、13ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、福祉基金積立100万円については、寄附金を基金に積むものであります。

次に、14ページ下段、2項児童福祉費、3目中札内保育園費、説明欄、備品購入費82万2,000円の追加、15ページの中札内保育園業務費、嘱託保育費賃金299万1,000円の追加ですが、これは未満児の入園増加による保育備品などを購入するものと、嘱託職員の採用を行うことによるものです。

次の説明欄、中札内保育園業務費、嘱託保育費賃金250万7,000円の追加は、保育士の欠員を嘱託職員により対応するため追加するものです。

次の5目予防費、説明欄、予防接種業務委託は予防接種法の改正により、定期接種に位置付けられた水痘ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用を追加するため、既存予算を調整し、不足となる63万4,000円を追加するものです。

次に、17ページ、6款農林業費、1項農業委員会費、1目農業委員会費、説明欄、農地情報公開システム整備事業委託188万円の追加は、農地法の改正に伴う農地台帳システム設置の法制化により、既設のシステムの改修に係る費用を追加するものであります。

特定財源として、道補助金187万9,000円を追加しております。

次に、4目土地改良事業費、説明欄、土地連派遣職員負担金438万2,000円の減額は、派遣中止といたしました4月以降に係る負担金を減額したものであります。

18ページ上段、説明欄、負担金補助及び交付金、農地・水・保全管理支払負担金1,342万2,000円の追加は、これまでの農地・水・保全管理支払交付金が多面的機能支払交付金に組み替えられ拡充されたもので、交付単価が増加したことと、村内で新たに3地区が新規に取り組むこととなったことにより追加するものであります。

次に、19ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、4目道路改修費、説明欄、調査設計委託280万8,000円の追加ですが、これは用地確定のため、村道44号東4線から5線間の道路用地の調査測量費を追加するものであります。

戻っていただきまして、8ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

9款地方交付税の普通交付税7,301万8,000円の追加ですが、交付額の確定により、今回の補正の財源として必要な額を追加するものであります。

次に、13款国庫支出金のがんばる地域交付金5,553万9,000円の減額ですが、これは地域活性化のための公共事業を行う自治体に対して交付されるもので、当初予算では、概算で対象経費の50パーセントとしておりましたが、決定につきましては、対象経費の38パーセントとされたものであります。

本村は、交付率、額とも管内一番高いのですが、当初予算費では減額となります。

次に、17款繰入金、2項特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金174万4,

000円の追加ですが、25年度の介護給付費負担金及び地域支援事業負担金の精算により返還されるものであります。

18款繰越金1,200万9,000円の追加ですが、決算剰余金見込額から法に基づく基金繰入額を除いた額を追加するものであります。

最後に戻っていただきまして、3ページをお開きください。

第2表、地方債の補正ですが、臨時財政対策債発行可能額の確定により、限度額1億9,150万円を1億8,307万3,000円に変更するものです。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

訂正させていただきます。

第2表の地方債の補正ですが、3ページではありません。5ページに表がございますので、5ページにおいて変更をいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー8番、国民健康保険特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

7ページ、歳出であります。上段と中段にあります退職被保険者に係る療養給付費640万円、高額療養費190万円の追加ですが、6月診療分において高度な手術を伴う治療が行われたことにより予算に不足を生じる可能性が出てきたため追加しようとするもので、その財源につきましては、6ページ上段にあります療養給付費交付金により全額措置されることになっておりますので、同額を追加しております。

次に、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の説明欄、精算返還金206万3,000円の追加ですが、これは平成25年度の療養給付費等負担金及び特定検診に係る国と道の負担金の額が確定し、精算による還付が発生しましたので、追加しようとするものであります。

次に、歳入ですが、6ページ中段、9款繰越金ですが、25年度の決算認定はまだ終わっておりませんが、見込むことは可能ですので、歳出に見合う額として206万3,000円を追加し調整するものであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、岡田福祉課長お願いします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、介護保険特別会計の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー9番、介護保険特別会計補正予算をご用意下さい。

歳出から説明させていただきます。

7ページをお開きください。

上段、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金利子及び割引料の説明欄、国庫支出金等返還金356万7,000円の追加ですが、これは平成25年度介護給付費等負担金等の額確定によるもので、国費分等を変換するものでございます。

その下、1目一般会計繰出金174万4,000円の追加については、介護給付費等負担金、地域支援事業分が確定になったことから村に返還するものでございます。

これらの財源として、6ページにお戻りいただきたいと思っております。

6ページの下段をご覧ください。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、平成25年度分の繰越額1,330万8,000円が確定したもので追加するものでございます。

戻りまして、これらの調整を1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介

護保険料、2節滞納繰越分49万8,000円の追加と、7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金849万5,000円を減額して調整するものでございます。以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） 黒ナンバー10番、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

7ページをお開きください。

歳出、説明欄、配水池維持管理費修繕料250万円は、常盤区にある低区配水池の屋上防水が経年劣化による亀裂が発生し、防水機能が損なわれている状況にあることから、屋上全面の防水改修を行おうとするものです。

次に、前のページ6ページをご覧ください。

歳入補正、繰越金128万9,000円の追加は、平成25年度余剰金が178万9,000円で確定しましたことから、当初予算との差額を追加するものです。

7ページに戻っていただき、説明欄、簡易水道事業基金費121万1,000円の減額は、防水工事250万円の財源として、繰越金追加分128万9,000円を見込み、残りの財源を基金積立額を減じて財源調整するものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから4件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、とりあえず3点についてお伺いをしたいというふうに思います。

8ページの、まず、地方交付税関係です。

先ほど、村政執行状況報告がありました。それから判断しますと、当初予算に特別交付税9,000万円を組んでいるわけですが、結果的に私なりに数字を調整すれば、留保額については5,821万7,000円になるというふうに理解するわけですが、こころ辺の確認をしたいなというふうに思います。

それと、8ページの下の方ががんばる地域交付金。これについては、今年の6月の執行状況報告で8,915万1,000円を内示を受けたと。これについて、9月補正で云々というこんな報告を受けたのですが、当初1億4,710万円ということから、6月執行状況報告で内示を受けた額8,915万1,000円を引きますと、マイナス5,794万9,000円という数字が出てくるわけですが、ちょっと合わないということは内示の額から決定額が変更になったのかなというふうに推測するのですが、そこら辺の確認をしたいというふうに思います。

それから、3点目は、昨年の25年の6月議会で国家公務員の給与削減に伴いまして、本村職員の給与を削減した結果の地方交付税等の収入確定額の関係についてでございます。若干話をしますと、当時、国は厳しい財政状況と東日本大震災の復興財源を捻出するために、国家公務員の給与を平成24年度から2か年間、平均7.8パーセントを削減をいたしました。

それを受けて、本村の給与について、平成25年7月から平成26年3月までの9か月間、減額したところでございます。

その内容につきましては、給与平均削減率で4.02パーセント、消防職員も含めた削減の総額が1,285万1,000円、1人当たり14万6,520円ということで、当時、条例制定のときにそれぞれやりとりをさせていただきまして、村の方から答弁をいただいた数字でございます。

それで、もし国庫に準じなければ、村に入ってくる地方交付税等が幾ら減らされるのかということもお聞きをしたところでございますけども、地域元気づくり事業分で950万円、給与分で1,450万円、合わせて2,400万円との答弁があったところでございますが、これらについて、平成25年度か、あるいはまた、平成26年度の地方交付税等々でどのように精査されているのか。

結果が出ているというふうに思いますので、それぞれ皆さんに分かりやすく説明をしていただきたいと、このように思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 3点についてご質問いただきました。

1点目の質問ですけども、特別交付税と私聞こえたのですけども。特別交付税につきましては、これから数値等の算定が行っていくわけですけども。今現在、西日本で災害等が広がっておりますので、その関係で大分特交の割合が9パーセントから落ちる可能性もありますけども。現在では、その確定にはまだ至っておりません。

特別交付税については至っておりません。

2点目のがんばる交付金の額ですけども、6月の定例会におきましては、内示という形で、交付率が37パーセントの割合でございました。

今回、このがんばる交付金の額が確定されまして、交付額が、先ほど説明した通り、38パーセント、1パーセントの増加になり、今回の額になっております。

差につきましては1パーセントの額になってございます。

3点目の給与削減において、どのような状況になったかということですが。

まず、平成25年度の普通交付税についてですけども、平成25年度の普通交付税につきましては、普通交付税、当初の算定においても給与費の単価引き下げがございました。

実際に、村の方で給与削減するしないに関わらず、算定の段階に単価引き下げがありましたので、それに基づいて2,400万円、需用額の減とになってございます。

その代わりに、平成25年につきましては、地域の元気づくり事業費、これが新たに出ておりますので、この地域の元気づくり事業費につきましては、これまでの平成20年から平成24年度の地域の行革努力に基づいて算定されるものでして、それにつきましては、中札内村は933万1,000円、先ほどおっしゃった約950万円、この額になってございます。

平成26年度の普通交付税につきましては、先ほど申しました地域の元気づくり事業費に代わりまして、地域の元気創造事業費、ちょっと名称変わったのですけども、これが地域の行革努力分を反映するものでございまして、この地域の元気創造事業費の需用額が中札内村は3,941万2,000円になってございます。

さらに、この内訳でございますけども、3,941万2,000円のうち、ラスパイレース指数分として算定されて出てくる数値が1,104万8,000円になっております。

仮に、中札内が給与削減措置を行わなかった場合なのですけども。この場合は、この需用額が646万5,000円となりまして、この差額458万3,000円が給与削減した分で加算された額となっております。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） ちょっと補足をさせていただきます。

交付税の関係の留保額ですが、特交は特別交付税ですので、種目が違います。

地方交付税だけで留保額がおよそ1億4,000万円ぐらいということでございますので、特交の9,000万円、当初予算で計上しておりますので、留保額ではございません。

留保額は、あくまでも普通交付税だけということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 私が質問したのは地方交付税の関係ですけれども、特交、当初予算見ますと、予算9,000万円を見ているのですね。

今、総務課長が言うように、いろんな災害等々で、この額については幾らであるかということは今後されて、この額が幾らになるか分からないのですが、私が言うのは、その9,000万円の額を固定した場合に、執行状況報告であった数値を計算すると、さらに5,821万7,000円が余るのです。

余るということは、その額が留保額で持っている額なのですかと、この辺をちょっと確認したくて発言をさせていただきました。

それと、3点目の給与削減による削減なのですが、今回、平成26年度のがんばる地域交付金それぞれ整備されていますよね。

その中の分については、何ら影響のない額なのかどうか、ちょっと確認をしたいなというふうに思います。

それと、18ページの村有林管理費143万5,000円の追加ということでございますけれども、大体、平成26年度の村有林の整備事業ということで、当初予算で大枠計画した通りの形で事業が遂行されているのかなというふうに思うのですが、特に9月の今の段階で、これらの額を補正しなければならない追加の理由と内容ということでお聞きをしたいのですがね。

財源的に見ると、造林事業補助金、村有林分44万8,000円ということですが、ここら辺の補助金の部分が新たに出てくることによって、今回補正をしたのかなというふうに推測するのですが、そこら辺のことについて説明をしていただきたいというふうに思います。

それと、国民健康保険の7ページの歳出の関係ですが、退職被保険者の療養給付等高額療養費それぞれ追加してまして、財源内訳見ますと、同額、療養給付費交付金で賄うと、こういうことになっていきますけれども、確かちょっと記憶なのですが、一般財源も関係してくるのかなというふうに推測するわけですが、これらの経費については全額交付金で対応できるのかなというふうにちょっと思いますので、その辺をお聞きしたいということです。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 1点目の交付税につきましては、先ほど副村長がお答えした通りでございます。

2点目のがんばる地域交付金における行革努力分についての額なのですが、これにつきましては、8パーセント分が行革努力分として交付されております。

8パーセントの額といたしましては、1,927万5,000円でございます。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 村有林の関係であります。まず、村有林の14の使用料と16の原材料については6月の雨による元更別林道の排水管があるのですが、それが水が飲み込めず決壊してしまって、道路が一部崩れております。

その改修と、もう一つ、元更別林道に土管が入っていて、そこが崩れているということの補修に2カ所、補修費という形になります。

15番の工事請負費についてなのですが、これについては26年度の労務賃金のアップということでの補正になります。

内訳としては、植栽については800円がアップになっておりまして、下刈り等について、それぞれ1,000円が人件費アップということになりますので、それに伴った工事費の増額に伴う補正というふうになります。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） ご質問の退職者医療制度の関係でございます。

基本的な考え方としては退職医療に係るこの制度、その係る費用については、各協会健保等の保健機関が拠出をして、その中から支払われるということになってございます。

ですから、基本的な考え方に基づけば、今回の増額分については診療報酬支払基金からの交付によって賄われると。

ただ、額自体に端数は存在しますので、全く一般財源が発生しないかということではございませんが、基本的なルールとしてはそういうことになってございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 3回目になるわけですが、給与削減による交付税等々の額の精算の話ですが、かなり難しく説明されているのですが、まとめますと、先ほどの総務課長の説明では、平成25年度は削減しようとしないと、うちのベースでいくと2,400万円の交付税の減額がされていると。

本村については削減をしたので、平成26年度で普通交付税、それとがんばる地域交付金、おおよそ25年度に削減された2,400万円については、そこで精査されて、ほぼ削減がなかったということですから、他の自治体においては削減努力がない部分については、本村ベースで言うと、2,400万円が25年度で削られていますから、そのまま削られた形で終わっているという解釈になるのではないかとこのように思います。

それと、村有林の整備工事の関係ですが、何か今の説明では、労務費が値上がりしたということで、植栽、下草刈りの単価アップを見てということですがけれども、この部分については発注が終わっていますよね、今の時期としては。

今の段階で補正するということは、それでよかったのかなというような感じするのですが、ちょっと理屈が分からないのですけれども、その点について説明を1点していただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時51分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 説明不足で大変申し訳ございませんでした。

今のところ、植栽と下刈りについては、工事の方は終了しておりまして、保育間伐の方を現在進めております。

間伐がまだ残っているのと、地拵えについて、この補正後に入札というような形になってきます。

労務単価がアップしたことにより、工事費のアップですね、それにより、今回の工事が発注できないということで補正をするような形になります。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっと先ほどの質問と関連しているのですが、やり取り聞いていて、よく理解できなかったのは、留保額、副村長から1億数千万円って、ちょっと聞き違いかもしれません。

先ほど質問あったように、単純に普通交付税の留保として6,000万円弱かなと思うのですが、だとすると、ほかにも留保かなりの額あるのかなと思うのですが、そこら辺の留保の内訳というかな、中身について聞かせてほしいということと。

あと、執行状況報告でも普通交付税かなり、8パーセント、臨時財政対策債も八百何十万円、当初よりかなり減額になっております。

予算上は当初、少なめに見ていたので大きな支障がないのかもしれませんが、8パーセントも減額ということは何らかの形での影響というかな、支障があると思うのですが、そこら辺、どのような影響として表に出ていない影響としてあるのか。

そこら辺についてちょっとお聞きしたいということと。

今回かなり減った理由としては、算定基準が減ったというふうにも聞いているのですが、今後もこのような状況が続くのか。

直接、今回のそれとはあれかもしれませんが、今後の交付税の予想というかな、そこら辺どのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

それともう1点、15ページ、上札内保育所の管理費ですね。

嘱託保育士賃金、残り半年ぐらいか、それに250万円の追加補正ということは、これは年間の嘱託賃金分ですよね。ということは、2人分ぐらいい嘱託採用するのかなと思うのですが、説明を聞いていると保育士の正職員が欠員したので、その分を嘱託でということなのか。

実際の現在の上札内保育所の体制がどんな形でやっているのか。

その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 1点目の普通交付税の減額における村の影響についてですが、まず最初に、留保額について説明申し上げます。

普通交付税につきましては、当初予算で15億1,200万円を見てございました。

そして、今回、収入見込み確定したのが17億3,300万円でございます。

今回、補正する額が7,301万8,000円でございます。

差し引いた留保額は、普通交付税の留保額におきましては、約1億4,800万円ございます。

普通交付税については、こんな留保をしております。

あと、今回この普通交付税が前年比8パーセント、そして、臨財債も減額になると、その影響はどうかということなのですが、

マスコミ報道を見ますと、予算割れしているところも出ては来ているのですが、中札内村につきましては、この平成26年度の地内状況がある程度押さえておりましたので、15億円という交付税の額を見ておりました。大体減るだろうという形で見ておりましたので、今回につきましては、大きな事業を削ってカバーするといったような形で、事業を組んだものについては進めていける予定でございます。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 私の方からちょっと補足して説明をさせていただきます。

今年の話を見せていただきました。

当初、元気も全然率が見込めなかったもので、例えば、財調とか公共施設とかから基金を取り崩しながら、年度間の著しい財源不足が生じないように、また、そのことによって、事業の執行に影響が起きないように予算の編成をさせていただいています。

ただ、国全体の流れとしては消費税等のアップ等も含めて、27年度の予算については税収が上がるだろうということと、今、公務員給与の見直しの問題もございます。

それと、社会保障費が増えているということで、恐らく地方交付税、今までは特別加算枠というのがあったのですが、これについては、最後まで財務省との調整になると思いますが、決して明るい兆しはないというふうに思っています。

そのためにも、今現在、その基金の調整とかをしながらやっておりますけれども、まちづくり計画、今年がスタートの第1期でございますので、来年度以降、計画を実施するためには、さまざまな工夫をしながら、国も違う動きもあるようでございますので、そういった制度を十分に活かせるように、早いうちから情報収集、またはその事業を着するための準備と、こういったものに取り組みながら財源を確保していかなければ、今まで同様に、民主党政権時代から膨らみつつあった交付税の増額変更というのは、そろそろ終焉が来るのかなと。

少し厳しい時代に向かうのかなと、そういった予測をしているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、上札内の保育園の状況でございます。

まず、年度当初は、正職員1名、嘱託職員1名の2名の体制で進めてございました。

ところが、嘱託職員の方の体調がすぐれなく、4月上旬のころから体調を崩されまして、結局は7月末には退職されたのですけれども、その間の補充として6月からお1人、嘱託職員を確保してございました。

なおかつ、正職員の1名の方につきましても、同じく6月以降、ちょっと出勤が難しくなってきましたので、その方の分1名を嘱託職員で対応してございました。

なお、正職員1名については中札内保育所から正職員が1名入って、そして、上札内の新たに嘱託2名を付けて、3名体制で上札内の保育園の運営は現在行っているところでございます。

そして、今回の補正の部分につきましては、6月から今年度の3月までの2名分、嘱託2名分の賃金と、それから、当初予定してございました1年分のうち、8月から3月分、この分を減額する形になりますので、その差額が250万7,000円という形になってございます。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をします。

1時から再開をしたいと思います。

休憩 午後12時00分
再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 午前中に引き続き、会議を開きたいと思います。

知本議員の1回目の質疑で終わっております。

そのほか、質疑ございませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 交付税の関係につきましては分かりました。

上札内の保育所の関係、ちょっと言っている意味が分からなかった部分もあるのですが。

まず、職員1名と嘱託職員2名の3名体制にしたいということですね。

今、子ども何人通所しているのかな。3名にするということはどういうことなのか。

確か当初2名体制、過去もそういう体制で来ていたのでないかなと思うのですが、3名体制にする理由ですね。

それと、賃金の関係で、当初1人工分で二百数十万円見ていて、今回、1人追加するというのであれば、半年分の賃金でいいのでないかなって単純に思うのですが、そこら辺の賃金の内訳というかな、そこら辺をもう一度説明してほしいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、上札内保育園の現在の体制でございます。

私の言葉足らずで申し訳ございませんでした。

嘱託職員専属の2名、これが新たに雇用した方になります。

さらに、1名正職員といいますのは、中札内の方の職員の兼務で来てございます。ですので、実質、いろんな事業や何かやるときにはその3名でやってございますけれども、日中、普段、平常のときには2名体制でやっている形になります。

上札内の今、園児の数は13名になってございます。

それと、賃金の内訳でございます。

当初、嘱託職員1名の分の賃金を予定してございました。

ところが、6月から新たに2名の嘱託職員が必要になったものでございますので、6月から3月分の2名分、この部分が追加する形になります。

ただ、当初1名分のものがありますので、その方は7月まで勤めていた形になりますので、その分が三角になるという形になります。

そんなことで、差し引きこの額になるということでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 賃金の内訳、分かりました。

兼務体制ということで、通常は嘱託職員2名があそこで子どもの面倒を見ています。

何か行事があるときは正職員と。

そんな体制でどうなのかという、ちょっと今聞いて思ったのですが、やはり常時正職員というのは1人、独立した保育所なので必要ではないかなというふうに思うのですが、何かあったときとか、そういう対応、臨時職員で果たしていいのかどうなのか、ちょっと疑問に思うのですが、そこら辺、どのように考えているのか。

そこら辺の考え方、理事者の考え方なんかも聞かせてほしいと思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 本来的には、きちっとそういう管理をしなければならないと思っていますので。

先ほど職員というふうに言いましたけど、それ以外にも所長もできる限り行くようにしながら、囑託でいろいろ問題が起きないように工夫はしなければいけないと思っています。

ただ、年度途中なものですから、急になかなかこちらの保育所の方も、未満児等の入所が増えておりますので、今、来年に向けて体制の方はしっかりしなければならぬということで、ちょっと過渡期としてご指摘のような問題がございますので、そこのところは十分目配せをして、問題が起きないように対処してまいりたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、何点かお伺いいたします。

まずはじめに、12ページの電子計算費のところ、このたび住民基本台帳のシステムですとか税務システム改修がされますけれども、これは国が2016年度から実施する個人もしくは法人にそれぞれマイナンバーを付けると。

そして、その制度によっていろいろな事業を行っていくというような内容かと理解しておりますけれども、この事業に対して、いろいろなメリットとデメリットがあるのではないかなというように感じておまして、そのメリットとデメリットはどのように村としては捉えているのかということ、まず1点お伺いいたします。

それと、次に15ページにあります健康づくりの方で、予防接種事業がちょっと委託料が63万4,000円ほど付け加えられて補正されておりますけども。

先ほど説明があったのですけれども、水痘ワクチンと肺炎球菌ワクチンの接種内容がちょっと変わったということで、どのように変わったのかということがちょっと詳しく分からなかったのもう一度その内容について説明していただければなというように思います。

その次に18ページの土地改良一般経費の中で、負担金補助及び交付金ということで1,342万2,000円の補正がありますけれども、これは先ほどの説明によると、この事業の拡充による労賃の単価の値上がりですとか、また、事業の内容が大きく変わったのかなというように聞きましたけれども、そのほか、3地区の増があったというようなことの内容でもありましたけれども、どのような内容が拡充されたのか。

また、単価がどのように変わったのか。

そして、3地区が増員になった地区はどこら辺なのかということをお伺いします。

それとあともう1点、教育費の方で寄附金による図書購入があります。

これは多分、寄付者が中札内小学校に書籍を購入してくださいという内容であったのかなと思いますけれども、これはその人の希望でそのようにあったのか。

それと、ただ中札内小学校だけだったのか。上札内小学校はなかったのかというようなこと。書籍の内容はどういうものが買われたのかなというようにお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず、私の方から、社会保障・税番号制度導入されるメリットについてご説明申し上げます。

まず大きいメリットといたしましては、この個人番号、マイナンバー制度になりますと、各行政機関多々ありますけども、その機関において、同一人物であるという情報が確実に

得られるということが大きい点でございます。

そのほか、異動等に際しましても迅速な対応ができるというのもメリットになります。

大きなメリットとしては以上になります。

デメリットにつきましては、これまではそういう個人認識が必ずできませんでしたので、不正給付等ございましたけども、そういうのが今まで心配されていまして、今後は導入されるとそのことがなくなりますので、デメリット等はちょっと今のところは想定してございません。

デメリットといたしましては、個人がそのカード等を管理するようになりますので、その管理について一抹の不安等がございます。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、予防接種業務委託の関係でございます。

予防接種法の改正がございまして、10月から水疱瘡のワクチン、これがA類疾病という形になりましたので、普通のワクチン定期接種の中に入ることになります。

そんなことで、本来ですと、12カ月から2歳までの子どもがその水疱瘡の対象者になるのですけれども、今回、導入されたことによりまして、経過期間としまして4歳までの子が受けるような形になるという形になります。

それから、もう一つ、高齢者の肺炎球菌ワクチンでございます。

これにつきましては、B類疾病という形でのワクチンという位置付けになります。インフルエンザと同じような形になります。

そんなことで、これが65歳以上から5歳刻みの方、65歳、70歳、75歳というような形で、年代を区切った方を対象として、今後5カ年間継続されるような形になっていくと思います。それで、この方のある程度の対象者等を見込んで、今回予算化しているところでございます。

併せまして、既存の予防接種のワクチン、既存の予算の実施率や何かをちょっと見て、その部分減額している部分がありますので、併せて調整したこの金額になっているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 農地・水に係る制度の変更内容についてご説明を申し上げます。

まず、事業として拡充されたものにつきましては、これまでの制度では農地、水路等の現実的な池沼の管理、もしくは緑化部分の補修等の事業に限定されておりましたけれども、新たな制度になりますことによって、将来的にどういった管理をしていくかということの構想的な活動ですとか、植栽などによる景観形成、また、農地を活かした教育活動など、例えば、子どもに現地で農地に係る教育活動を行うなどのソフト事業も新たに組み込まれることになります。

また、これまで、地域の全ての人が参画することが条件でしたけれども、農業者だけの組織も可能になったということも変更の大きな要点になろうかと思えます。

そういったことの制度の拡充により、これまで1ヘクタール当たり1,200円の交付されていた金額が1,480円に拡大されるということになっての予算の補正の要因もございます。

また、新たに今年度、活動組織が立ち上げられる地区につきましては上札内地区。これは元札内の地区も含んでですね。あと、元更別地区、西札内地区の3地区が新たな活動組

織として立ち上げられることで、現在準備が進められているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 今回、中札内小学校の図書の購入費を追加させていただきましたのは、この20万円の寄付を下さった寄付者の希望としまして、子どもたちの図書の充実ということがご希望でしたので、実は6月にも30万円の寄付をいただいたということで、中札内中学校の図書の購入費として追加をさせていただきました。

今回は、そういうこともありまして、中札内小学校の図書の充実をすることによって、さらに子どもたちの本を読む冊数が増えたり、本に親しむ機会を増やしたりということを目指しての追加でございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 電算機管理というか、システムの導入について、メリットについては私もそのようなことかなと思っておりましてけど。デメリットについてはですけども、やっぱりデメリットの中に、カードの管理が不十分であったら、そのカードを持つことによって、それを不正に扱うというようなことも予測されるのかなというようなことが私としてはちょっと懸念しているのと同時に、また、本当に顔が似ていると、そういうなりすまして利用するというようなこともすごく考えると不安な部分なのでですけども。それに対する対策とかそういうものは今から考えておくということも必要ではないかなと思ってはいますけれども。そういうようなことについてはお考えにあるのかどうか、もう一度お伺いいたします。

それと、次の予防接種のことについては分かりました。

それでは、5歳刻みに対象者には何らかの連絡が行くというようなシステムにするのか。

今までは、65歳以上はこういうような制度があって、ワクチンの補助をしながら接種をしてくださいというような内容で周知をしてもらっていたかなということなのでですけども、このようにして5歳刻みできちっとやられるということであれば、そういうような周知方法を取られるのかどうかということをもう一度お伺いいたします。

それとあと、先ほどの土地改良一般経費の方で内容については分かりましたけれども、単価が1,200円が1,480円になったということもあるのでしょうかけれども、当初予算としては8地区での予算として1,025万5,000円だったのが、今度補正で1,342万2,000円という大きな補正予算になっているということで、三つの地区が増になったというだけで、それと単価が大きくなったということで、このように大きな補正が出たというのは何が大きな要因なのかなということがちょっと私も気になるので、こういうところが充実されるようになったのだから、このような大きな補正になったというようなことが分かれば教えていただきたいと思えます。

それとあと、やはり今回は農業者のみも対象になるということなので、市街地区でそのような事業をするというようなこと、例えば、環境整備に花壇を植えるだとか、川の水の流れを云々ってよくするために事業をやるとか、そういう事業にも対象になるのかどうか。

そんなようなこともちょっとお伺いしたいと思えます。

あと、学校の図書の書籍の購入の内容については分かりました。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） マイナンバー制度につきましては、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するという形で国の方で取り進めて、現在、このカード発行に係る準

備など基盤整備等が行われてきております。

この関係につきましては、国の方から情報が入り次第、順次、安全に対する関係、セキュリティに関する関係それぞれ、この後情報が入ってくると思いますので、中札内村にとっても村民に不安のないような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 今回のワクチンの改正に伴いまして案内でございませう。

15ページに郵便料で補正させていただいてございませうが、これの内訳が、実は水疱瘡ワクチンの個別通知、それから、高齢者の肺炎球菌の5歳刻みの方の対象者への通知という形で見てございませうので、全員個別周知させていただくということでございませう。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 大幅補正の原因ですけれども、まず、新たな3地区がかなり大きな面積を持った地区になるということで、890万円ほどの補正増加になっていませう。

それと、新制度になることによって、これまで5年経過していた地区については基準額の75パーセントが交付金となって、25パーセントの減額になることで計算をされていたのですけれども、新たな制度になることによって1,450円の内訳の1,000円が5年経っても減額にならないということだったのですね。

480円の方については75パーセントで減額になるのですけれども、これまで900円だったものが1,360円になるということで、かなり内容的な拡充も含めて大きくなっているのが原因となっております。

あと、市街地ではどうかということのご質問でしたけれども、対象になるのが田んぼ、畑、草地ということでの地区面積の範囲しかないということで、市街地については補助の対象にはならないということになると思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 基本台帳システム改修については、私も先ほど言いましたように、デメリットについては、これから国がいろいろな情報が出てくるといふようなことに併せて整備をして、皆さんに不安のないようにするということは本当に大事なことでないかと思ひますので、出たらやはり細かくきちっとその情報なりを提供していただひいて、皆さんに安心してこのカードを使ひていただひけるような工夫をしていただひければいいように思ひます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質疑ございませうか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

それでは、討論に入らせていただきます。

議案第50号に対する討論を行います。

討論はありませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めませう。

これで討論を終わります。

議案第50号、平成26年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第51号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案第51号、平成26年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。
議案第52号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案第52号、平成26年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第53号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案第53号、平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 認定第1号 平成25年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第24 認定第2号 平成25年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- ◎日程第 2 5 認定第 3 号 平成 2 5 年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 2 6 認定第 4 号 平成 2 5 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 2 7 認定第 5 号 平成 2 5 年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 2 8 認定第 6 号 平成 2 5 年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 2 3、認定第 1 号から日程第 2 8、認定第 6 号までの平成 2 5 年度中札内村各会計歳入歳出決算認定についての 6 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程認定議題に供されました各会計決算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

平成 2 5 年度の各会計決算がまとまり、監査委員による決算審査も終わりましたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いするものです。

また、主要な施策の成果並びに実績報告書、財産調書を併せて提出しておりますので、内容をご精査いただき、認定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 続きまして、監査委員の決算審査意見を求めます。

木村代表監査委員。

（木村誠代表監査委員登壇）

○代表監査委員（木村誠君） それでは、平成 2 5 年度決算審査のご報告をさせていただきます。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 5 年度各会計歳入歳出決算審査を終了し、平成 2 6 年 8 月 2 7 日、村理事者に決算審査報告書を提出いたしました。

審査期間は、平成 2 6 年 7 月 2 8 日から 8 月 7 日までのうち 6 日間の日程で行いました。

審査中、軽易な点については各課長を通じ、個々に指摘し、改善と対応を求めています。決算の主な内容はお配りしています決算審査報告書をお読みいただければというふうに思います。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、明日 1 1 日から 1 5 日までは、議事の都合により休会し、1 6 日午前 1 0 時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

よって、次回は 1 6 日午前 1 0 時から本会議を再開することに決定をいたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後 1時28分